

最 終 報 告

平成18年3月23日
法令外国語訳・実施推進検討会議

1 はじめに

「法令外国語訳・実施推進検討会議」(以下「当検討会議」という。)は、法令外国語訳推進のための基盤整備に関する事項につき総合的かつ多角的な検討を行うことを目的とし、「今後の司法制度改革の推進について」(平成16年11月26日司法制度改革推進本部決定)に基づき内閣に設置された「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」(以下「連絡会議」という。)の下に設けられた、有識者と関係府省とが横断的に参加する会議体である。

当検討会議は、連絡会議の指示により、法令外国語訳推進のための基盤整備に関し、主として 翻訳のための基本原則、 翻訳推進の在り方(対象、方法等)、 法令の翻訳の利用(アクセス)を容易にする体制の整備及び 法令の改正への対応等継続的作業(メンテナンス)を行う体制の整備について検討するとともに、後記の作業部会において、 標準対訳辞書(後記3(2)参照)の作成、 一部法令の翻訳を行った上、連絡会議に対して、作業部会の結果を含む提言を行うこととされた。

このため、当検討会議は、平成17年2月2日の第1回会合以来、約1年の間に9回の会合を開催し、主として上記 ないし の諸点について検討を行った。その間、同年9月には、それまでの検討結果を踏まえ、意見の一致をみた大きな方向性、その後の議論に当たっての視点や検討の方向等を取りまとめ、中間報告として公表し意見等を募集したところ、各種団体をはじめ各方面から多くの意見・要望が寄せられた。当検討会議では、これらの意見等や、事務局(内閣官房司法制度改革推進室)を通じて行った外部有識者に対するヒアリングの結果などを踏まえ、更に検討を進めた。

また、当検討会議は、法令外国語訳推進のための基盤整備に関する個別具体的な項目につき専門的検討を行うため、学者及び弁護士からなる「作業部会」を設け、名古屋大学大学院情報科学研究科等の研究グループ、関係府省等の協力を得ながら、標準対訳辞書の作成を進めるとともに、一部法令の翻訳対象として14本の法令を選定し、作業部会・関係府省において所要の作業を行った。

以上のような検討・作業を経て、当検討会議は、我が国の法令外国語訳推進のための基盤整備について一定の結論を得るに至ったことから、ここに最終報告を取りまとめ、作業部会等の作業結果を提出するとともに、連絡会議への提言を行うものである。当検討会議としては、政府において、最終報告を実現するための所要の措置が速やかに講ぜられ、各方面の幅広い理解と支援の下、本報告で提言する法令外国語訳推進のための基盤整備が着実に進められることを切望する次第

である。

2 法令外国語訳推進の意義と方向性

(1) 法令外国語訳推進の意義

グローバル化する世界で、我が国の法令が容易かつ正確に理解されることは極めて重要であり、そのためには、我が国の法令が外国語に適切に翻訳され、その翻訳を容易に利用し得ることが必要不可欠である。

すなわち、経済活動の国際化の進展に伴い、我が国の企業が関わる国際取引において我が国の法制度が準拠法などとして広く活用され、もって、我が国の企業が円滑に国際取引を行い得ることは、我が国の国際競争力の強化の観点から極めて重要な意義を有しているところ、そのためには、国際社会において我が国の法制度が容易かつ正確に理解されることが不可欠である。また、我が国の経済発展にとって重要な国家戦略と位置付けられる対日投資を促進するためには、法規制の内容など我が国の法制度の透明性を高めなければならない。さらに、発展途上国に対する法整備支援は、支援先国との連携強化につながるとともに、我が国の国際貢献を世界に示すものとして、国益にかなうものであるところ、他の支援国と円滑に協調連携しつつ、これを効果的に進めるには、我が国の主要な法令が、支援先国のみでなく他の関係国等においても理解できる形で示されることが必要である。これらのほか、我が国に対する国際理解の増進、我が国で生活する外国人の生活上の利便向上等の観点からも、関係の深い法令の外国語訳が整備されることが有益と考えられる。このように、政府の重要な政策目的を実現する上で、我が国の法令が外国語に適切に翻訳され、その翻訳が容易に利用し得るようになることの意義は極めて大きい。特に、今日の国際社会において共通語としての地位を占めている英語への翻訳の整備は、急務というべきである。

(2) 法令外国語訳推進の方向性

我が国の法令の外国語訳については、従来から、英語訳を中心として所管府省や民間等による個別的な取組はなされており、一定の成果は上げられているものの、ニーズのある法令について最新の改正に対応した翻訳が十分に行われていない、翻訳が存在する場合でも、同じ用語や言い回し等が必ずしも統一的に訳されておらず、無用な誤解を生じている、翻訳の有無・所在等に関する情報が一元化されていないことなどから翻訳の利用が容易でないといった問題点が繰り返し指摘されてきた。

そもそも、法令外国語訳については、民間に任せていたのでは、採算性等の問題から、このような指摘にこたえ得る取組が十分に進むことは到底期待することはできない。また、個々の所管府省の取組では、様々な分野のニーズに対応できず、翻訳の統一性も確保できないなどの限界があることから、府省横断的な取組が必要である。このため、前記「今後の司法制度改革の推進について」においても、「我が国の法令の外国語訳を推進するための基盤整備を早急に進める必要がある。」とされているとおり、政府において、必要な法令について統一的で信頼できる外国語訳が継続的に整備され、その翻訳を容易に利用できる状態が実現されるように、所要の基盤整備に取り組む必要があり、具体的には、翻訳において準拠すべき翻訳ルールの策定、法令外国語訳推進の基盤となる重要な法令の翻訳の整備、翻訳を利用しやすい環境の整備、継続的作業を行うための体制の整備を行うべきである。法令外国語訳については、ある程度は民間の取組も期待し得ることから、官民の適正な役割分担についても配慮する必要があるが、民間の取組を活用するためには、その前提として、翻訳の統一性・信頼性の確保や容易な利用の確保等の措置が講じられていなければならないのであり、これらの基盤整備は、民間の取組を活用する前提としても不可欠なものであるから、政府は、一体となって早急な基盤整備に努めるべきである。なお、この基盤整備は、当面、前記(1)のとおり今日の国際社会において共通語としての地位を占めている英語を念頭に置いて進め、他の言語への対応については、将来の検討課題とすべきである。

3 翻訳において準拠すべき翻訳ルールの策定

(翻訳のための基本原則)

(1) 基本的考え方

統一的で信頼できる法令の英語訳が継続的に行われるようにするためには、政府において、翻訳の基本的なスタンスと主要な用語・言い回しについての日英対訳等からなる翻訳ルールの策定し、これに準拠した翻訳が行われるよう措置を講ずるべきである。

この翻訳ルールは、関係府省、民間団体等において翻訳を行う際の参考とし、関係府省等がこれに準拠して翻訳を行った場合でも、これをいわゆる公定訳とすべきではない。法的効力を有するのはあくまでも法令自体であって、翻訳は、その理解のための参考資料と位置付けられるべきである。そして、翻訳に当たっては、翻訳の内容や法的位置付けをめぐる紛争を未然に防止するため、翻訳ルール

に準拠していることのほか、公定訳ではないことなど翻訳の位置付けを明示すべきである。

(2) 翻訳ルールの策定・利用

当検討会議では、翻訳ルールの在り方等について、中間報告において一定の考え方を示したところであるが、その後の作業部会の検討結果を受け、翻訳の基本的なスタンス及び主要な用語・言い回しについての日英対訳等を、「法令用語日英標準対訳辞書」(以下「標準対訳辞書」という。)として取りまとめた(別添1参照)。

政府は、この標準対訳辞書を政府の翻訳ルールとして採用し、関係府省が法令の英語訳を行う場合には、これに準拠して翻訳を行うものとともに、これを公表して自由な利用に供し、もって、民間においても、この翻訳ルールが事実上の標準(デファクト・スタンダード)として尊重されるようにすべきである。なお、個々の翻訳の翻訳ルールへの準拠性を確保するため、何らかの公的な認証システムを構築すべきとの意見もあり得るが、幅広くかつ迅速に翻訳整備を実現する観点からは、広く政府及び民間等による翻訳を逐一認証するような仕組みを設けることには問題がある。翻訳ルールへの準拠性は、實際上、民間等による翻訳において問題となると思われるが、市場淘汰などによっても相当程度解決が可能であって、認証システムの導入は、将来の課題というべきである。

(3) 翻訳ルールの充実・改訂

前記(1)の標準対訳辞書は、厳しい時間的な制約等の中で、作業部会構成員等の献身的な努力によって取りまとめられたものである。このように多大な時間と労力を投入して策定された標準対訳辞書も、改訂されずに放置されれば、いずれ使用に耐えなくなるであろう。また、今後、新たな翻訳成果や外部の意見等を踏まえて内容の充実・見直しを図る必要も生じるとと思われる。標準対訳辞書は、翻訳の統一性・信頼性を確保するための基本的ツールであり、充実・改訂作業は極めて重要であり、費用対効果の点から民間の対応は期待し難く、政府による基盤整備の成果を維持するための作業であることから、政府あるいはこれに準ずる継続的作業を確実に実施できる体制の下で、有識者や利用者など外部の意見を参照・反映しつつ、継続的に行っていく必要がある。

具体的には、当面は、内閣官房司法制度改革推進室において、標準対訳辞書を公表するとともに、主要な法分野や英米法等に関する専門的知見を有する学者、

弁護士等の有識者によって構成される検討体制を早急に設け、外部の意見等をも踏まえつつ既存項目の見直しや新規項目の追加等の作業を集中的に行うべきである。この作業に当たっては、関係府省やIT技術を有する外部研究者グループ等とも連携協力していく必要がある。そして、後記6の継続的体制の立上げ後は、当該体制において、引き続き、同様の作業を行うべきである。

4 法令外国語訳推進の基盤となる重要な法令の翻訳の整備

(翻訳推進の在り方(対象,方法等))

(1) 基本的考え方

我が国の法令について、統一的で信頼できる英語訳が継続的に行われるようにするためには、政府において、翻訳ルールを策定するだけでなく、一定範囲の法令については、基盤整備の一環として、翻訳ルールに準拠した質の高い英語訳の整備に努めるべきである。

2(1)で指摘したように、我が国の法令の外国語訳の整備を推進することは、国際競争力を強化し、対日投資を促進するとともに、国際社会におけるプレゼンスを高めるなど、我が国がグローバル化に対応していくためのインフラストラクチャーの整備を推進することに他ならず、我が国の国家政策として主体的に取り組む必要がある。しかし、民間に任せただけでは、必要な法令について統一的で信頼できる外国語訳が整備されることは期待できない。翻訳ルールの策定は、民間における取組を促進する一つの要因にはなるであろうが、それだけでは十分とはいえない。そこで、ニーズが高く重要な法令については、基盤整備の一環として、政府のイニシアティブで早期に集中して翻訳を整備すべきである。もとより、膨大な数に上る法令のすべてを、具体的なニーズや民間における取組状況等にかかわらず、政府がその負担において一律かつ永続的に翻訳していくものとするのは、官民の適正な役割分担、限られた資源の合理的な配分、受益者負担の原則等の観点から、到底正当化することはできない。しかしながら、ニーズが高く重要な法令について政府のイニシアティブで翻訳を整備することにより、これを踏まえた民間の取組が進められることを期待することができることから、政府がこのような取組を行うことは、法令外国語訳推進のための基盤整備の目的にかなうというべきである。

具体的には、基本法、金融関係法、租税関係法、知的財産関係法、経済関係法、行政手続関係法、労働関係法など、ニーズが高く、前記2(1)のような法令外国語訳の意義との関係で重要な法令については、政府のイニシアティブにより、早

期に集中的・計画的に英語訳が整備されるべきである。とりわけ，民法，会社法を始めとする基本法等は，基本的な法令用語を多く含み，他の法令の基礎となっているものであるから，できる限り早期に，特に質の高い翻訳を整備しなければならない。

(2) 翻訳整備計画の策定とその実施

政府のイニシアティブによる法令外国語訳の整備について，既に政府は，「法令外国語訳・実施推進検討会議の中間報告を受けて」(平成17年9月30日連絡会議決定)において，当検討会議の中間報告における提言を踏まえ，「平成18年度から平成20年度までの3年間でニーズが高く重要な法令について英語訳の整備を進めることとし，これを確実に実施するため翻訳整備計画を策定する」旨を決定している。翻訳整備計画に盛り込むべき対象法令については，議論のたたき台とするため，「翻訳整備計画の策定に向けたたたき台」を中間報告に添付し，これについても各方面から意見等を募集したところであるが，当検討会議においては，その結果を踏まえてさらに議論を進め，翻訳整備計画の対象法令についての精査等を行う指針として，別添3の「翻訳整備計画策定等の指針」(平成17年12月27日当検討会議決定。以下「計画策定等の指針」という。)を策定した上，上記たたき台に掲げられた法令及びこれに対して寄せられた意見等で指摘された法令について，「計画策定等の指針」の「1 翻訳整備計画の対象法令について」に基づいて検討を加えた。その結果翻訳整備計画に盛り込むべきと判断された対象法令が別添2の「翻訳整備計画(案)」である。したがって，政府は，これを上記の翻訳整備計画として決定し，これに従って翻訳ルールに準拠した翻訳が整備されるよう，所要の措置を講ずるべきである。

具体的な翻訳整備については，各法令の所管府省の責任において行うのが，所管法令に関する知見の活用の観点からも，作業の合理的な分担の観点からも，相当と考えられる。翻訳整備の方法については，当検討会議において，「計画策定等の指針」の「2 翻訳整備の方法について」を策定しているところであり，関係府省においては，これに従い，適切な方法を選択しつつ，着実に上記計画を実施するとともに，政府は一体としてその確実な実施に努めるべきである。

上記計画に従った翻訳整備を確実にするため，政府は，平成18年度以降も，連絡会議を定期的で開催し，翻訳整備計画の実施状況に関するフォローアップを行って，その結果を対外的に公表すべきである。また，連絡会議においては，フォローアップの結果等を踏まえ，必要に応じて翻訳整備計画の内容を見直すことも

検討すべきである。なお、有識者と関係府省とが横断的に参加する当検討会議は、本報告の提出をもってその役割を終えることから、今後は、連絡会議について、3(3)に記載した検討体制の代表者の出席を求めることとするなど、政府による翻訳整備等に関し、引き続き外部の意見・要望等を的確に参照・反映できる仕組みを設けるべきである。

(3) 翻訳整備計画期間後の政府の取組

政府が翻訳整備計画に従って重要な法令の英語訳を整備し、翻訳ルールが事実上の標準(デファクト・スタンダード)として定着することにより、民間における取組が進展することも期待されるが、将来的な状況を予測することは困難であることから、翻訳整備については、政府の関与が引き続き必要となる。政府は、翻訳整備計画期間後(平成21年度以降)においても、法改正、新規立法等に関し、基盤整備の観点から必要な対応を行うべきである。

具体的には、翻訳整備計画に従い翻訳ルールに準拠して翻訳された法令が改正された場合には、政府のイニシアティブにおいて改正に対応する翻訳を速やかに整備することを基本とすべきであり(民間等において改正への対応がなされる場合は、調整の余地がある。また、全面改正のような場合には、次の新規立法に準じて考えれば足りる。)、新規の立法がなされた場合は、利用者の具体的なニーズ、民間における翻訳の実施状況等をも踏まえつつ、計画策定等の指針の「1 翻訳整備計画の対象法令について」の考え方に準じ、政府として必要な範囲で対応を行うものとすべきである。また、その他の法令についても、上記指針の考え方に準じ、新たに必要が生じた場合には、政府として対応を行うことを検討すべきである。

上記のような翻訳整備計画期間後における政府のイニシアティブによる翻訳整備は、引き続き、各法令所管府省の責任において行われるべきであるが、連絡会議において、整備状況のフォローアップを行い、必要に応じ、上記の考え方に従って翻訳対象法令に関する方針等を決定するなどして、各府省の取組の統一性・戦略性の確保を図るべきである。

(4) 翻訳の品質を確保するための方策

政府のイニシアティブによる翻訳整備を、各法令所管府省の全くの個別的判断に委ねては、府省(あるいは、その委託を受けた翻訳者)ごとに、翻訳の品質等に大きなばらつきが生じるおそれがある。前記3(2)のとおり、統一的で信

頼できる英語訳が継続的に行われるようにするため、関係府省が法令の英語訳を行う場合には、翻訳ルールに準拠して翻訳を行うものとすべきであるが、それだけでは、翻訳について一定水準以上の品質を確保するためには十分とはいえない。

そこで、まず、各法令所管府省が外部に翻訳を委託する場合には、別添4の「法令外国語訳の外部委託に関するガイドライン」によることとし、入札条件等の側面から翻訳の品質確保を図るべきである。また、各法令所管府省が整備した翻訳については、例えば、後記5のホームページ上に電子意見箱を設置して、これに寄せられた利用者の意見等を3(3)記載の検討体制の有識者に諮り、翻訳の品質に問題が認められた場合には連絡会議等を通じるなどして関係府省に指摘できるようにするなど、有識者や利用者など外部の意見を的確に参照・反映できる仕組みを整備し、事後的にも、翻訳の統一性や品質について一定の水準を確保できるようにすべきである。さらに、各法令所管府省においても、専門的知識を有する退職職員の活用など効率的に翻訳の品質確保を図り得る方策を含め、必要に応じ、内部的な体制の整備を検討すべきである。

5 翻訳を利用しやすい環境の整備

(翻訳された法令の利用(アクセス)を容易にする体制の整備)

(1) 基本的考え方

我が国の法令の英語訳については、前記2(2)のとおり、翻訳が存在する場合でもその利用が容易でないと指摘されている。具体的には、翻訳の有無・所在等に関する情報が一元化されておらず翻訳へのアクセスが容易でない、必要な法令・条文の翻訳等を検索するのが困難である、最新の法令に対応しているかなど必要な情報が確認できないといった問題点がある。

これらの問題点を解決するためには、インターネットを活用し、法令の翻訳を可能な限り一元的に検索・利用できるようにするとともに、法改正への対応状況など必要な情報を確認できる仕組みを設けるなど、利用者の立場に立ったアクセス体制を整備する必要がある。また、前記3の翻訳ルールについても、広く一般の利用に供するため、法令の翻訳と同様に、十分なアクセスを確保すべきである。

このような取組は、政府のイニシアティブで整備された法令の翻訳や翻訳ルールの利用を可能にする上で必要不可欠であるし、政府が推進する行政情報のIT化(利用者本位で、透明性が高く、効率的で、安全な行政サービスの提供)の方向にも沿うものである。したがって、翻訳ルールに準拠した翻訳等への一元的なアクセスを確保するため、政府の関与の下、利用しやすく機能的なホームページ

を設置・維持するなど、翻訳を利用しやすい環境を整備すべきである。

(2) 機能的なホームページの設置・維持

具体的には、まず、内閣官房司法制度改革推進室において、平成18年度初めに暫定的なホームページを立ち上げ、一元的な情報提供を無償で開始すべきである。この暫定的ホームページにおいては、少なくとも、作業部会の検討を経て当検討会議が確定した標準対訳辞書（翻訳ルール）及びこれに準拠した14本の法律（別添5参照）の日英対訳、関係府省が各ホームページ上で現に公開している既存の法令英語訳へのリンク等の情報を提供するとともに、電子意見箱を設置して、外部からの意見を受け付けられるようにすべきである。また、このホームページについては、平成18年度以降、翻訳整備計画に従って翻訳が整備された法令の対訳データ等の情報を順次追加掲載するとともに、より機能的な情報提供について検討すべきである。

次に、後記6の継続的体制において、本格的なホームページを立ち上げるべきである。この本格的なホームページについては、十分な検索機能や参照機能等、利用者にとって使いやすい機能を備える必要があり、別添6のような仕様を有することが望ましい。なお、情報提供を有償化するか否かを含め、上記の継続的体制による情報提供の在り方については、法令外国語訳推進の目的や利用者の便宜にも十分配慮しつつ、連絡会議及び当該体制において、引き続き検討されるべきである。

いずれにしても、これらホームページの設置・維持等については、関係府省間の緊密な連携協力が必要不可欠である。このホームページには、関係府省が整備した翻訳の対訳データ等をアップロードすることになるが、ホームページの機能に対応させるには対訳データ等の加工が必要となるなど、円滑な設置・維持のために一定の負担・労力が必要になることから、特に、ホームページ運営主体に対するデータの提供等については、上記の継続的体制の決定までに、連絡会議において、必要なルールを定めるべきである。

6 継続的作業を行うための体制の整備

(法令の改正への対応等継続的作業（メンテナンス）を行う体制の整備)

前記2及び5のとおり、翻訳ルールの充実・改訂や、機能的なホームページの設置・維持については、採算性が極めて低いことから、民間に完全に委ねたのでは事業が中途に終わり、プロジェクト全体の成果が無駄になるおそれがある。政府

による基盤整備の成果を維持し、さらに充実させていくためにも、継続的作業を行う必要がある。このような要請に応じられる体制としては、政府内の特定の府省、事業の永続性を確保し得る独立行政法人やその他の公的な法人（以下「独立行政法人等」という。）が考えられる。

当検討会議では、この継続的作業を行うための体制整備について検討を行ったが、政府内でも独立行政法人等でも決定的なデメリットはないと考えられた。両者を比較すると、独立行政法人等に継続的体制を置いた場合には、印刷物による出版を事業として行い、収益をさらなる法令外国語訳推進に充てる可能性が生まれるなどのメリットがあるものの、受け皿として適当な独立行政法人あるいは受け皿の引き受けを希望するその他の公的な法人があるかどうかを見極めるには至らなかった。いずれにしても、事業の确实かつ永続的な実施が確保される以上、継続的体制を政府内に置くこととしても独立行政法人等に置くこととしても、利用者に提供されるサービスに大きな違いはないと考えられる。そこで、具体的な受け皿については、政府においてさらに具体的な検討を加え、遅くとも、翻訳整備計画期間後の平成21年度初めには本格的業務を開始できるよう、平成18年度中のできるだけ早い時期に結論を得るべきである。そして、この検討に当たっては、まず、当該体制の受け皿となる具体的独立行政法人等を決定することを検討し、それが困難であるときは、総人件費削減など小さな政府の実現に向けた取組との整合性にも留意しつつ、政府内部における当該体制の受け皿を決定すべきである。

7 おわりに

当検討会議は、本報告により、約1年間にわたる検討・作業の結果を取りまとめ、これを連絡会議に報告するとともに、当検討会議における議論を高い関心と期待を持って見守ってこられた各方面の方々に対して示すものである。

既に述べたとおり、国際的な競争力を強化し、国際社会におけるプレゼンスを高めるなど、我が国が世界のグローバル化に対応していく上で、我が国の法令が容易かつ正確に理解されることは極めて重要であり、そのためには、我が国の法令が外国語に適切に翻訳され、その翻訳を容易に利用し得ることが必要不可欠である。本報告は、このような認識から出発し、政府による法令外国語訳推進のための基盤整備の必要性を強調した上で、これに必要な種々の具体的方策を提言している。これらの方策については、連絡会議において、政府として所要の意思決定を行い、早急に対処されることを希望する。また、本報告においては結論にまで至らなかった問題点については、今後、本報告の趣旨を十分に踏まえつつ、政

府の責任において集中的に検討を進め、早期に結論が得られるようにすべきである。

我が国の法令の外国語訳に対するニーズは、今後、国際化の更なる進展に伴って一層拡大していくと考えられる。このようなニーズに迅速かつ的確に対応していくため、将来的には、英語以外の言語への対応、自動翻訳を含めたIT技術の更なる活用、民間や関係機関、更には国際的な取組との連携協力といった点についても検討が必要となるであろう。各方面の幅広い理解と一層の協力・支援の下、引き続き、我が国の法令の外国語訳が強力に推進されていくことを望むものである。

(別 添)

- 1 法令用語日英標準対訳辞書(案)[添付省略]
- 2 1 翻訳整備計画(担当省庁別・案)
- 2 - 2 同(五十音順・案)
- 3 翻訳整備計画策定等の指針(平成17年12月27日法令外国語訳・実施推進検討会議決定)
- 4 法令外国語訳の外部委託に関するガイドライン
- 5 平成17年度に翻訳を実施する法令一覧
- 6 法令外国語訳・ホームページの仕様について

連絡会議構成員一覧

検討会議構成員一覧

作業部会構成員一覧

連絡会議・検討会議開催状況一覧

翻訳整備計画(担当省庁別)

| 翻訳担当省庁及び翻訳法令名 | 翻訳予定年度 |
|---|---------|
| 内閣官房 | |
| 知的財産基本法 | 18年度 |
| 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 | 19年度 |
| 内閣府 | |
| 公益通報者保護法 | 18年度 |
| 食品安全基本法 | 18～20年度 |
| 公正取引委員会 | |
| 下請代金支払遅延等防止法 | 18年度 |
| 不公正な取引方法 | 18年度 |
| 不当景品類及び不当表示防止法 | 18年度 |
| 企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針 | 19年度 |
| 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規程による認可の申請、報告及び届出等に関する規則 | 19年度 |
| 大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法 | 19年度 |
| 企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針 | 20年度 |
| 防衛庁 | |
| 自衛隊員倫理法 | 19年度 |
| 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律 | 20年度 |
| 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律 | 18～19年度 |
| 金融庁 | |
| 証券取引法(金融商品取引法に改正予定) | 19年度 |
| 銀行法 | 19～20年度 |
| 保険業法 | 19～20年度 |
| 総務省 | |
| 行政機関が行う政策の評価に関する法律 | 18年度 |
| 行政相談委員法 | 18年度 |
| 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件 | 18年度 |
| 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律 | 18年度 |
| 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 | 18年度 |
| 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律 | 18年度 |
| 日本電信電話株式会社等に関する法律 | 18年度 |
| 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 | 19年度 |
| 国家公務員倫理法 | 19年度 |
| 行政不服審査法 | 20年度 |
| 国家行政組織法 | 18～20年度 |
| 電気通信事業法 | 18～20年度 |
| 電波法 | 18～20年度 |
| 統計法 | 18～20年度 |
| 統計報告調整法 | 18～20年度 |
| 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う電気通信事業法等の特例に関する法律 | 18～20年度 |
| 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律 | 18～20年度 |
| 放送法 | 18～20年度 |
| 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律 | 19～20年度 |
| 地方自治法 | 19～20年度 |

| | |
|---|---------|
| 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 | 19～20年度 |
| 法務省 | |
| 恩赦法 | 18年度 |
| 恩赦法施行規則 | 18年度 |
| 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 | 18年度 |
| 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則 | 18年度 |
| 会社法(第1編～第4編) | 18年度 |
| 刑事訴訟法(第1編) | 18年度 |
| 国際受刑者移送法 | 18年度 |
| 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 | 18年度 |
| 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則 | 18年度 |
| 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行令 | 18年度 |
| 児童買春,児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 | 18年度 |
| 出入国管理及び難民認定法 | 18年度 |
| 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 | 18年度 |
| 知的財産高等裁判所設置法 | 18年度 |
| 保護司法 | 18年度 |
| 民法(第2編,第3編第2章～第5章,第4編,第5編) | 18年度 |
| 外国人登録法 | 19年度 |
| 会社法(第5編～) | 19年度 |
| 刑事訴訟法(第2編) | 19年度 |
| 更生保護事業法 | 19年度 |
| 国際捜査共助等に関する法律 | 19年度 |
| 裁判所法 | 19年度 |
| 裁判の迅速化に関する法律 | 19年度 |
| 出入国管理及び難民認定法施行規則 | 19年度 |
| 破産法 | 19年度 |
| 民事再生法 | 19年度 |
| 民事執行法 | 19年度 |
| 民事訴訟法 | 19年度 |
| 会社更生法 | 20年度 |
| 行政事件訴訟法 | 20年度 |
| 刑事訴訟法(第3編～) | 20年度 |
| 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律 | 20年度 |
| 債権管理回収業に関する特別措置法 | 20年度 |
| 債権管理回収業に関する特別措置法施行令 | 20年度 |
| 債権管理回収業に関する特別措置法施行規則 | 20年度 |
| 執行猶予者保護観察法 | 20年度 |
| 出資の受入れ,預り金及び金利等の取締りに関する法律 | 20年度 |
| 商業登記法 | 20年度 |
| 信託法案 | 20年度 |
| 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 | 20年度 |
| 逃亡犯罪人引渡法 | 20年度 |
| 犯罪者予防更生法 | 20年度 |
| 不動産登記法 | 20年度 |
| 弁護士法 | 20年度 |
| 法例 | 20年度 |
| 民事保全法 | 20年度 |
| 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律 | 18～19年度 |
| 財務省 | |
| 日本の税法についての網羅的かつ詳細な解説書(Comprehensive handbook of Japanese Taxes) | 18～19年度 |
| 地震保険に関する法律 | 19～20年度 |
| 税法(注:翻訳の範囲については,ニーズに関する調査を行う予定) | 19～20年度 |

| | |
|--|---------|
| 法人税法 | |
| 所得税法 | |
| 消費税法 | |
| 国税通則法 | |
| その他税法 | |
| 日本銀行法 | 19～20年度 |
| 文部科学省 | |
| ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律 | 18年度 |
| 文化財の不法輸出入等の規制等に関する法律 | 18年度 |
| 技術士法 | 19年度 |
| 原子力損害の賠償に関する法律 | 19年度 |
| 学校教育法 | 20年度 |
| 大学設置基準 | 20年度 |
| 厚生労働省 | |
| 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 | 18年度 |
| 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律 | 18年度 |
| 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 | 18年度 |
| 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 | 18年度 |
| 労働安全衛生法 | 18年度 |
| 労働組合法 | 18年度 |
| 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律 | 19年度 |
| 介護保険法 | 19年度 |
| 会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律 | 19年度 |
| 検疫法 | 19年度 |
| 厚生年金保険法 | 19年度 |
| 雇用保険法 | 19年度 |
| 児童福祉法 | 19年度 |
| 障害者自立支援法 | 19年度 |
| 職業安定法 | 19年度 |
| 職業安定法施行規則 | 19年度 |
| 食品衛生法 | 19年度 |
| 労働基準法施行規則 | 19年度 |
| 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律 | 19年度 |
| 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律施行規則 | 19年度 |
| 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律施行令 | 19年度 |
| 健康保険法 | 20年度 |
| 高齢者等の雇用の安定等に関する法律 | 20年度 |
| 社会福祉士及び介護福祉士法 | 20年度 |
| 社会福祉法 | 20年度 |
| 障害者の雇用の促進等に関する法律 | 20年度 |
| 職業能力開発促進法 | 20年度 |
| 労働者災害補償保険法 | 20年度 |
| 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 | 20年度 |
| 生活保護法 | 18～19年度 |
| 労働安全衛生規則 | 19～20年度 |
| 農林水産省 | |
| 外国人漁業の規制に関する法律 | 18年度 |
| 家畜伝染病予防法 | 18年度 |
| 食料・農業・農村基本法 | 18年度 |
| 森林・林業基本法 | 18年度 |
| 水産基本法 | 18年度 |
| 水産資源保護法 | 19年度 |

| | |
|--|---------|
| 植物防疫法 | 19年度 |
| 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律 | 19年度 |
| 漁業法 | 20年度 |
| 経済産業省 | |
| 資源の有効な利用の促進に関する法律 | 18年度 |
| 電気用品安全法 | 18年度 |
| 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 | 18年度 |
| 電子署名及び認証業務に関する法律 | 18年度 |
| 投資事業有限責任組合契約に関する法律 | 18年度 |
| 投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令 | 18年度 |
| 特定商取引に関する法律 | 18年度 |
| 特定商取引に関する法律施行規則 | 18年度 |
| 特定商取引に関する法律施行令 | 18年度 |
| 有限責任事業組合契約に関する法律 | 18年度 |
| 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 | 18年度 |
| 意匠法 | 18～19年度 |
| エネルギー政策基本法 | 18～19年度 |
| エネルギーの使用の合理化に関する法律 | 18～19年度 |
| ガス事業法 | 18～19年度 |
| 実用新案法 | 18～19年度 |
| 商品取引所法 | 18～19年度 |
| 電気事業法 | 18～19年度 |
| 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律 | 18～19年度 |
| 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律 | 18～19年度 |
| 外国為替及び外国貿易法 | 18～20年度 |
| 外国為替令 | 18～20年度 |
| 石油の備蓄の確保等に関する法律 | 18～20年度 |
| 対内直接投資等に関する政令 | 18～20年度 |
| 中小企業等協同組合法 | 18～20年度 |
| 輸出貿易管理令 | 18～20年度 |
| 輸入貿易管理令 | 18～20年度 |
| 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 19～20年度 |
| 割賦販売法 | 19～20年度 |
| 家庭用品品質表示法 | 19～20年度 |
| 計量法 | 19～20年度 |
| 原子力災害対策特別措置法 | 19～20年度 |
| 工業標準化法 | 19～20年度 |
| 鉱業法 | 19～20年度 |
| 使用済自動車の再資源化等に関する法律 | 19～20年度 |
| 消費生活用製品安全法 | 19～20年度 |
| 新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法 | 19～20年度 |
| 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 | 19～20年度 |
| 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法 | 19～20年度 |
| 熱供給事業法 | 19～20年度 |
| 国土交通省 | |
| 航空・鉄道事故調査委員会設置法 | 18年度 |
| 国土形成計画法 | 18年度 |
| 土地基本法 | 18年度 |
| 北海道開発法 | 18年度 |
| アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(概要) | 19～20年度 |
| 海難審判法 | 19～20年度 |
| 河川法(概要) | 19～20年度 |
| 貨物自動車運送事業法 | 19～20年度 |

| | |
|--------------------------------|---------|
| 貨物利用運送事業法 | 19～20年度 |
| 気象業務法 | 19～20年度 |
| 建設業法 | 19～20年度 |
| 航空法 | 19～20年度 |
| 港則法 | 19～20年度 |
| 港湾法(概要) | 19～20年度 |
| 国土利用計画法(概要) | 19～20年度 |
| 住宅建設計画法(概要) | 19～20年度 |
| 船舶油濁損害賠償保障法 | 19～20年度 |
| 測量法(概要) | 19～20年度 |
| 鉄道事業法 | 19～20年度 |
| 道路法(概要) | 19～20年度 |
| 都市計画法 | 19～20年度 |
| 環境省 | |
| 地球温暖化対策の推進に関する法律 | 18年度 |
| 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 | 18年度 |
| 遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 | 18～20年度 |
| 環境基本法 | 18～20年度 |
| 循環型社会形成推進基本法 | 18～20年度 |
| 土壤汚染対策法 | 18～20年度 |
| 人事院 | |
| 国家公務員法 | 18年度 |
| 国家公務員倫理法 | 19年度 |

法令の並びは、翻訳年度順(単年度表示を優先)かつ50音順

翻 訳 整 備 計 画 (五 十 音 順)

| | 法令名 | 翻訳予定年度 | 翻訳担当省庁 |
|---|--|---------|---------|
| あ | アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律 (概要) | 19～20年度 | 国土交通省 |
| | 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 | 18年度 | 厚生労働省 |
| | 意匠法 | 18～19年度 | 経済産業省 |
| | 遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 | 18～20年度 | 環境省 |
| | エネルギー政策基本法 | 18～19年度 | 経済産業省 |
| | エネルギーの使用の合理化に関する法律 | 18～19年度 | 経済産業省 |
| | 恩赦法 | 18年度 | 法務省 |
| | 恩赦法施行規則 | 18年度 | 法務省 |
| か | 介護保険法 | 19年度 | 厚生労働省 |
| | 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律 | 19年度 | 厚生労働省 |
| | 外国為替及び外国貿易法 | 18～20年度 | 経済産業省 |
| | 外国為替令 | 18～20年度 | 経済産業省 |
| | 外国人漁業の規制に関する法律 | 18年度 | 農林水産省 |
| | 外国人登録法 | 19年度 | 法務省 |
| | 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律 | 20年度 | 法務省 |
| | 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 | 18年度 | 法務省 |
| | 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則 | 18年度 | 法務省 |
| | 会社更生法 | 20年度 | 法務省 |
| | 会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律 | 19年度 | 厚生労働省 |
| | 会社法(第1編～第4編) | 18年度 | 法務省 |
| | 会社法(第5編～) | 19年度 | 法務省 |
| | 海難審判法 | 19～20年度 | 国土交通省 |
| | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | 19～20年度 | 経済産業省 |
| | ガス事業法 | 18～19年度 | 経済産業省 |
| | 河川法(概要) | 19～20年度 | 国土交通省 |
| | 家畜伝染病予防法 | 18年度 | 農林水産省 |
| | 割賦販売法 | 19～20年度 | 経済産業省 |
| | 学校教育法 | 20年度 | 文部科学省 |
| | 家庭用品品質表示法 | 19～20年度 | 経済産業省 |
| | 貨物自動車運送事業法 | 19～20年度 | 国土交通省 |
| | 貨物利用運送事業法 | 19～20年度 | 国土交通省 |
| | 環境基本法 | 18～20年度 | 環境省 |
| | 企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針 | 20年度 | 公正取引委員会 |
| | 企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針 | 19年度 | 公正取引委員会 |
| | 気象業務法 | 19～20年度 | 国土交通省 |
| | 技術士法 | 19年度 | 文部科学省 |
| | 行政機関が行う政策の評価に関する法律 | 18年度 | 総務省 |
| | 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 | 19年度 | 総務省 |
| | 行政事件訴訟法 | 20年度 | 法務省 |
| | 行政相談委員法 | 18年度 | 総務省 |
| | 行政不服審査法 | 20年度 | 総務省 |
| | 漁業法 | 20年度 | 農林水産省 |
| | 銀行法 | 19～20年度 | 金融庁 |
| | 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律 | 18～19年度 | 法務省 |
| | 刑事訴訟法(第1編) | 18年度 | 法務省 |
| | 刑事訴訟法(第2編) | 19年度 | 法務省 |
| | 刑事訴訟法(第3編～) | 20年度 | 法務省 |

| | 法令名 | 翻訳予定年度 | 翻訳担当省庁 |
|---|--|---------|------------|
| | 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律 | 19～20年度 | 総務省 |
| | 計量法 | 19～20年度 | 経済産業省 |
| | 検疫法 | 19年度 | 厚生労働省 |
| | 健康保険法 | 20年度 | 厚生労働省 |
| | 原子力災害対策特別措置法 | 19～20年度 | 経済産業省 |
| | 原子力損害の賠償に関する法律 | 19年度 | 文部科学省 |
| | 建設業法 | 19～20年度 | 国土交通省 |
| | 公益通報者保護法 | 18年度 | 内閣府 |
| | 工業標準化法 | 19～20年度 | 経済産業省 |
| | 鉱業法 | 19～20年度 | 経済産業省 |
| | 航空法 | 19～20年度 | 国土交通省 |
| | 厚生年金保険法 | 19年度 | 厚生労働省 |
| | 更生保護事業法 | 19年度 | 法務省 |
| | 港則法 | 19～20年度 | 国土交通省 |
| | 航空・鉄道事故調査委員会設置法 | 18年度 | 国土交通省 |
| | 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 | 19年度 | 内閣官房 |
| | 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 | 20年度 | 厚生労働省 |
| | 港湾法(概要) | 19～20年度 | 国土交通省 |
| | 国際受刑者移送法 | 18年度 | 法務省 |
| | 国際捜査共助等に関する法律 | 19年度 | 法務省 |
| | 国土形成計画法 | 18年度 | 国土交通省 |
| | 国土利用計画法(概要) | 19～20年度 | 国土交通省 |
| | 国家行政組織法 | 18～20年度 | 総務省 |
| | 国家公務員法 | 18年度 | 人事院 |
| | 国家公務員倫理法 | 19年度 | 総務省 人事院 |
| | 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律 | 18年度 | 厚生労働省 |
| | 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 | 18年度 | 厚生労働省 |
| | 雇用保険法 | 19年度 | 厚生労働省 |
| さ | 債権管理回収業に関する特別措置法 | 20年度 | 法務省 |
| | 債権管理回収業に関する特別措置法施行規則 | 20年度 | 法務省 |
| | 債権管理回収業に関する特別措置法施行令 | 20年度 | 法務省 |
| | 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 | 18年度 | 法務省 |
| | 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則 | 18年度 | 法務省 |
| | 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行令 | 18年度 | 法務省 |
| | 裁判所法 | 19年度 | 法務省 |
| | 裁判の迅速化に関する法律 | 19年度 | 法務省 |
| | 自衛隊員倫理法 | 19年度 | 防衛庁 |
| | 資源の有効な利用の促進に関する法律 | 18年度 | 経済産業省 |
| | 地震保険に関する法律 | 19～20年度 | 財務省 |
| | 下請代金支払遅延等防止法 | 18年度 | 公正取引委員会 |
| | 執行猶予者保護観察法 | 20年度 | 法務省 |
| | 実用新案法 | 18～19年度 | 経済産業省 |
| | 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規程による認可の申請、報告及び届出等に関する規則 | 19年度 | 公正取引委員会 |
| | 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 | 18年度 | 法務省 |
| | 児童福祉法 | 19年度 | 厚生労働省 |
| | 社会福祉士及び介護福祉士法 | 20年度 | 厚生労働省 |
| | 社会福祉法 | 20年度 | 厚生労働省 |
| | 住宅建設計画法(概要) | 19～20年度 | 国土交通省 |
| | 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 | 20年度 | 法務省 |

| | 法令名 | 翻訳予定年度 | 翻訳担当省庁 |
|---|---|---------|---------|
| | 出入国管理及び難民認定法 | 18年度 | 法務省 |
| | 出入国管理及び難民認定法施行規則 | 19年度 | 法務省 |
| | 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 | 18年度 | 法務省 |
| | 循環型社会形成推進基本法 | 18～20年度 | 環境省 |
| | 障害者自立支援法 | 19年度 | 厚生労働省 |
| | 障害者の雇用の促進等に関する法律 | 20年度 | 厚生労働省 |
| | 商業登記法 | 20年度 | 法務省 |
| | 証券取引法(金融商品取引法に改正予定) | 19年度 | 金融庁 |
| | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 | 19～20年度 | 経済産業省 |
| | 消費生活用製品安全法 | 19～20年度 | 経済産業省 |
| | 商品取引所法 | 18～19年度 | 経済産業省 |
| | 職業安定法 | 19年度 | 厚生労働省 |
| | 職業安定法施行規則 | 19年度 | 厚生労働省 |
| | 職業能力開発促進法 | 20年度 | 厚生労働省 |
| | 食品安全基本法 | 18～20年度 | 内閣府 |
| | 食品衛生法 | 19年度 | 厚生労働省 |
| | 植物防疫法 | 19年度 | 農林水産省 |
| | 食料・農業・農村基本法 | 18年度 | 農林水産省 |
| | 新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法 | 19～20年度 | 経済産業省 |
| | 信託法案 | 20年度 | 法務省 |
| | 森林・林業基本法 | 18年度 | 農林水産省 |
| | 水産基本法 | 18年度 | 農林水産省 |
| | 水産資源保護法 | 19年度 | 農林水産省 |
| | 生活保護法 | 18～19年度 | 厚生労働省 |
| | 税法(注:翻訳の範囲については、ニーズに関する調査を行う予定) | 19～20年度 | 財務省 |
| | 法人税法 | | |
| | 所得税法 | | |
| | 消費税法 | | |
| | 国税通則法 | | |
| | その他税法 | | |
| | 石油の備蓄の確保等に関する法律 | 18～20年度 | 経済産業省 |
| | 船舶油濁損害賠償保障法 | 19～20年度 | 国土交通省 |
| | 測量法(概要) | 19～20年度 | 国土交通省 |
| | 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 | 20年度 | 法務省 |
| た | 対内直接投資等に関する政令 | 18～20年度 | 経済産業省 |
| | 大学設置基準 | 20年度 | 文部科学省 |
| | 大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法 | 19年度 | 公正取引委員会 |
| | 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 | 18年度 | 厚生労働省 |
| | 地球温暖化対策の推進に関する法律 | 18年度 | 環境省 |
| | 知的財産基本法 | 18年度 | 内閣官房 |
| | 知的財産高等裁判所設置法 | 18年度 | 法務省 |
| | 地方自治法 | 19～20年度 | 総務省 |
| | 中小企業等協同組合法 | 18～20年度 | 経済産業省 |
| | 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件 | 18年度 | 総務省 |
| | 鉄道事業法 | 19～20年度 | 国土交通省 |
| | 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 | 19～20年度 | 経済産業省 |
| | 電気事業法 | 18～19年度 | 経済産業省 |
| | 電気通信事業法 | 18～20年度 | 総務省 |
| | 電気用品安全法 | 18年度 | 経済産業省 |
| | 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 | 18年度 | 経済産業省 |

| | 法令名 | 翻訳予定年度 | 翻訳担当省庁 |
|---|---|---------|--------------|
| | 電子署名及び認証業務に関する法律 | 18年度 | 経済産業省 |
| | 電波法 | 18～20年度 | 総務省 |
| | 逃亡犯罪人引渡法 | 20年度 | 法務省 |
| | 道路法(概要) | 19～20年度 | 国土交通省 |
| | 統計法 | 18～20年度 | 総務省 |
| | 統計報告調整法 | 18～20年度 | 総務省 |
| | 投資事業有限責任組合契約に関する法律 | 18年度 | 経済産業省 |
| | 投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令 | 18年度 | 経済産業省 |
| | 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律 | 18～19年度 | 経済産業省 |
| | 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律 | 18～19年度 | 総務省 経済産業省 |
| | 特定商取引に関する法律 | 18年度 | 経済産業省 |
| | 特定商取引に関する法律施行規則 | 18年度 | 経済産業省 |
| | 特定商取引に関する法律施行令 | 18年度 | 経済産業省 |
| | 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 | 19～20年度 | 総務省 |
| | 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 | 18年度 | 総務省 |
| | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 | 18年度 | 環境省 |
| | 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法 | 19～20年度 | 経済産業省 |
| | 都市計画法 | 19～20年度 | 国土交通省 |
| | 土壤汚染対策法 | 18～20年度 | 環境省 |
| | 土地基本法 | 18年度 | 国土交通省 |
| な | 日本銀行法 | 19～20年度 | 財務省 |
| | 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う電気通信事業法等の特例に関する法律 | 18～20年度 | 総務省 |
| | 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律 | 18～20年度 | 総務省 |
| | 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律 | 18年度 | 総務省 |
| | 日本電信電話株式会社等に関する法律 | 18年度 | 総務省 |
| | 日本の税法についての網羅的かつ詳細な解説書(Comprehensive handbook of Japanese Taxes) | 18～19年度 | 財務省 |
| | 熱供給事業法 | 19～20年度 | 経済産業省 |
| は | 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律 | 19年度 | 農林水産省 |
| | 破産法 | 19年度 | 法務省 |
| | 犯罪者予防更生法 | 20年度 | 法務省 |
| | ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律 | 18年度 | 文部科学省 |
| | 不公正な取引方法 | 18年度 | 公正取引委員会 |
| | 不当景品類及び不当表示防止法 | 18年度 | 公正取引委員会 |
| | 不動産登記法 | 20年度 | 法務省 |
| | 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律 | 20年度 | 防衛庁 |
| | 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律 | 18～19年度 | 防衛庁 |
| | 文化財の不法輸出入等の規制等に関する法律 | 18年度 | 文部科学省 |
| | 弁護士法 | 20年度 | 法務省 |
| | 放送法 | 18～20年度 | 総務省 |
| | 法例 | 20年度 | 法務省 |
| | 保険業法 | 19～20年度 | 金融庁 |
| | 保護司法 | 18年度 | 法務省 |
| | 北海道開発法 | 18年度 | 国土交通省 |
| ま | 民事再生法 | 19年度 | 法務省 |

| | 法令名 | 翻訳予定年度 | 翻訳担当省庁 |
|---|---|---------|--------|
| | 民事執行法 | 19年度 | 法務省 |
| | 民事訴訟法 | 19年度 | 法務省 |
| | 民事保全法 | 20年度 | 法務省 |
| | 民法(第2編,第3編第2章~第5章,第4編,第5編) | 18年度 | 法務省 |
| や | 有限責任事業組合契約に関する法律 | 18年度 | 経済産業省 |
| | 輸出貿易管理令 | 18~20年度 | 経済産業省 |
| | 輸入貿易管理令 | 18~20年度 | 経済産業省 |
| | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 | 18年度 | 経済産業省 |
| ら | 労働安全衛生規則 | 19~20年度 | 厚生労働省 |
| | 労働安全衛生法 | 18年度 | 厚生労働省 |
| | 労働基準法施行規則 | 19年度 | 厚生労働省 |
| | 労働組合法 | 18年度 | 厚生労働省 |
| | 労働者災害補償保険法 | 20年度 | 厚生労働省 |
| | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律 | 19年度 | 厚生労働省 |
| | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律施行規則 | 19年度 | 厚生労働省 |
| | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律施行令 | 19年度 | 厚生労働省 |
| | 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 | 20年度 | 厚生労働省 |

翻訳整備計画策定等の指針

〔平成 17 年 12 月 27 日〕
法令外国語訳・実施推進検討会議

1 翻訳整備計画の対象法令について

翻訳整備計画は、法令外国語訳推進のための基盤整備としての法令翻訳を早期に集中して計画的に行うためのものであるから（中間報告 6 ページ）、基盤整備の一環として、政府のイニシアティブで翻訳を整備すべき法令をその対象とすべきである。中間報告に添付された「翻訳整備計画の策定に向けたたたき台」は、各府省が翻訳整備を検討している法令の候補をまとめたものであり、上記の観点からの検討を経たものではない。したがって、翻訳整備計画の対象法令については、中間報告に対する意見募集の結果も踏まえ、以下のような指針に基づいて精査を行うべきである。

- (1) 対象法令については、単に翻訳に対する要望があるかどうかだけでなく、当該法令が基盤整備というにふさわしい重要法令として、中間報告で法令外国語訳の意義として指摘され、かつ、政府の施策としての重要性が認識されている 国際取引の円滑化（国際競争力の強化）、対日投資の促進、法整備支援の推進等（1）と実質的な関連性を有することを必要とする。とりわけ、民法、商法を始めとする基本法等は、基本的な法令用語を多く含んでおり、他の法令の土台となっているともいえるものであるから、できる限り早期に完成度の高い翻訳が整備されるようにする必要がある。
- (2) 対象法令は、法律を原則とするが、実質的な法規制の内容等が下位規範に大きく委任されており、その内容を見なければ制度等の概要・構造を把握できないようなものなど、下位規範も対象とすべき場合があり得る。
- (3) 受益者の範囲が限定されており、一部の者しか翻訳整備の恩恵を受けない法令については、当該受益者の負担において翻訳整備を図るのが相当であるが、政策的な重要性を勘案しつつ全体的な観点から検討すべきである。
- (4) 対象法令については、法令自体を翻訳することを原則とするが、当該法令の内容、利用者等によっては、制度の概要等を英語で紹介したものがあれば足りる場合もあり得る（例えば、もっぱら在日外国人の日常生活上の便宜に係る法令など）。このような場合には、例外的に、制度の概要等の情報が英語で提供されれば足りる。もっとも、その判断は、上記（1）の観点や具体的なニーズも踏まえ、慎重に検討すべきである。

- (5) 対象法令の判断に当たっては、上記(1)の各施策との関連性等も踏まえつつ、できる限り、翻訳によって得られると予想される効果と翻訳整備に必要と見込まれる費用とを勘案し、費用対効果の観点からの検討を行う必要がある。
- (6) 上記の各要素は、当該法令の趣旨、規定内容、適用範囲(利害関係者として予定されている者)等に基づいて客観的に判定し、これらの要素を総合的に考慮して、基盤整備の一環として政府の責任において翻訳を整備する必要性、翻訳の優先順位を判断すべきである。
- 1 中間報告では、～のほか、我が国に対する国際理解の増進や在日外国人の生活向上等の観点が指摘されている。
 - 2 各府省から提案のない法令についても、利用者等の要望があり、かつ、上記の観点から精査して必要性が認められるものについては、翻訳整備計画の対象に含めることを速やかに検討する。
 - 3 各府省から提案された法令であっても、上記の観点から精査して必要性が認められないものについては、翻訳整備計画の対象とはしないものとする。もっとも、翻訳整備計画の対象法令に含まれないことは、各府省の判断において翻訳ルールに従った翻訳を整備することを妨げるものではない。

2 翻訳整備の方法について

翻訳整備計画は、政府の施策として取りまとめるものであり、政府が一体として、確実に実施すべきものであるから、対象法令については、関係府省において、計画どおりに翻訳整備を確実に推進できるよう最大限努める必要がある。具体的な翻訳整備については、各法令の所管府省の責任において行う必要があるが、その方法については、以下の指針に基づいて検討されるべきである。

- (1) 現在公務員の総人件費縮減など「小さな政府」に向けた取組が進められていることを踏まえ、まず、関連の独立行政法人や民間団体等との連携・協力を検討すべきである。

官民の適切な役割分担という観点から、政府の関与がなくても民間等において翻訳ルールに準拠した質の高い翻訳が行われ、かつ、一定のアクセスが確保される蓋然性が高い場合には、その取組を尊重する。

- (2) 予算措置の要否については、法令所管府省の人員・体制、翻訳整備に要する費用及びその効果並びに法令所管府省の他の施策との優先順位を十分に考慮しつつ検討する必要がある。

以上

法令外国語訳の外部委託に関するガイドライン

1 総論

統一的で質の高い翻訳を確保するため、各府省が所管法令等の外国語訳を外部業者に委託して作成する場合には、本ガイドラインの考え方によるものとする。

2 入札により外部委託する場合

(1) 訳語等については、政府の翻訳ルールに準拠したものとする。

単なる参考ではなく、準拠することを求める。

(2) 担当部局による校閲やHPに掲載するための整形等の便宜を考慮して、加工可能なファイル形式を指定した上、適宜の媒体で電子データの提出を求めるものとする。

用紙サイズ、フォント、文字サイズ等については、適宜指定する。

(3) 翻訳対象法令等の性質、内容、量、担当部局の体制等も勘案し、翻訳者及び(又は)校閲者について、所定の要件を求める。

要件としては、例えば、日本法に精通していること、対象法令の関係する分野において一定の翻訳実績を有すること、翻訳先言語を母国語とすること、日本及び(又は)翻訳先言語圏において法曹資格又は法学修士を有することなどが考えられる。

翻訳者・校閲者について一定の要件を求める場合には、その審査のため履歴書、職務経歴書、過去の翻訳等、適切な資料の提出を求めるものとする。

(4) 翻訳対象法令等の性質、内容、量、担当部局の体制等を勘案し、入札者に対し、担当部局による翻訳能力審査に合格することを要求することを検討する。

翻訳能力審査を実施する場合には、翻訳対象法令の一部等を用いた課題の翻訳を事前に応札希望者に提出させ、その完成度等を審査するものとする。

上記審査に当たっては、あらかじめ、評価項目・基準を定めるなどし、審査の有効性・客観性を担保するよう努めるものとする。

(5) 翻訳作業の実施については、翻訳対象法令の性質、内容、量等を勘案

し必要と認められる場合は、翻訳の品質を確保するために必要な工程を行うよう求める。また、担当部局による校閲等が適宜適切に行えるような配慮を求める。

工程については、対象法令等の内容が複雑、専門的である、対象法令等の翻訳内容が他の翻訳に影響が大きいなど一定の場合、校閲を二段階以上にするなど工程数を増やす、担当部局との検討会を定期的に行う、翻訳先言語圏の法律に精通した法律学者をアドバイザーとして参加させる、参考資料として関連する他の法令等の翻訳を提供し相互の翻訳の統一性確保を求める等の条件を付加することが考えられる。

担当部局による校閲等が適宜適切に行えるような配慮としては、担当部局と十分に打合せを行った上で翻訳作業を行うこと、草稿完成時、納品前後等に担当部局による検査を実施し、必要に応じ修正を求め得ることとすること、翻訳途中段階においても、原稿の電子データの提供を求められるようにすること等を求めることが検討に値する。

3 随意契約により外部委託する場合

随意契約により外部委託する場合も、その性質に反しない限り、2記載の各項目に準じ、品質確保のための措置を講ずる。

4 その他

- (1) 外部委託に関して得られた翻訳業者等に関する情報については、適宜、各府省間で共有するよう連携協力を図る。
- (2) 外部委託に際しては、入札条件等についての理解を深めるため、応札希望者に対する説明会を行うなど、事前に必要な説明を行う。
- (3) 本ガイドラインについては、今後の各府省の翻訳実績等を踏まえ、必要な改定を行う。

平成 17 年度に翻訳を実施する法令一覧

1 基本法

- ・民法第 1 編，第 3 編第 1 章 法務省
- ・刑法 法務省
- ・個人情報の保護に関する法律 内閣府

2 知的財産関係法

- ・特許法 経済産業省
- ・商標法 経済産業省
- ・不正競争防止法 経済産業省
- ・著作権法 文部科学省
- ・種苗法 農林水産省

3 経済関係法

- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 公正取引委員会
- ・製造物責任法 内閣府
- ・消費者契約法 内閣府

4 行政手続関係法

- ・行政機関の保有する情報の公開に関する法律 総務省
- ・行政手続法 総務省

5 労働関係法

- ・労働基準法 厚生労働省

合計 14 本

法令外国語訳・ホームページの仕様について

- 1 ホームページにおいて提供することが考えられるデータ
 - 基盤整備の一環として政府のイニシアティブで翻訳を整備した法令英訳のデータ
 - の法令英訳のデータに対応する日本語のデータ
 - 翻訳ルール（翻訳の基本スタンス及び標準対訳辞書）
 - 各府省のホームページで公開している， 以外の法令英訳へのリンク
 - 関係団体，民間等が作成している法令の翻訳に関する情報（権利関係の処理ができていないものについては法令英訳のデータ，処理ができていないものについては，法令翻訳の存在の情報として，法令名及び掲載されているホームページのURL等）
 - 関係省庁連絡会議関係のデータ
- 2 ホームページに必要と考えられる機能
 - 検索機能
 - a 法令名を対象としたキーワード検索
 - b 法令本文を対象としたキーワード検索
 - c 法令名の50音順，アルファベット順での検索
 - d 法令の分野別の検索
 - e 標準対訳辞書データ収録の用語についてのキーワード検索
 - メールボックス機能
 - 法令の翻訳に対する意見等を常時受け付ける
 - その他
 - a 法令の英訳データと日本語データを対比して（対照一覧）表示
 - b 各画面において，英語での表記や入力に対応
 - c 法令本文中の用語を選択すると，対応する標準対訳辞書の内容を表示

法令外国語訳推進のための基盤整備に関する
関係省庁連絡会議構成員一覧

| | |
|-----|-----------------------|
| 議 長 | 内閣官房副長官補 |
| 副議長 | 内閣官房内閣審議官（司法制度改革推進室長） |
| 構成員 | 内閣府大臣官房長 |
| | 金融庁総務企画局長 |
| | 警察庁長官官房長 |
| | 公正取引委員会事務総局官房総括審議官 |
| | 防衛庁長官官房長 |
| | 総務省大臣官房長 |
| | 法務省大臣官房長 |
| | 外務省大臣官房長 |
| | 財務省大臣官房長 |
| | 文部科学省大臣官房長 |
| | 厚生労働省大臣官房長 |
| | 農林水産省大臣官房長 |
| | 経済産業省大臣官房長 |
| | 国土交通省大臣官房長 |
| | 環境省大臣官房長 |

法令外国語訳・実施推進検討会議構成員一覧

<有識者> (五十音順, 敬称略)

アラン・D・スミス A I G Companies , Japan and Koreaリージョナルバイスプレ
ジデント (法務・政府関係担当)

内田 晴康 弁護士, 森・濱田松本法律事務所

垣貫 ジョン 外国法事務弁護士, ベーカー・アンド・マッケンジー外国法事務弁護
士事務所

柏木 昇 中央大学教授

後藤 修 トヨタ自動車株式会社法務部長

布施 優子 日本テレビ放送網株式会社編成局編成センターマーケティ
ング部長

松浦 好治 名古屋大学教授

<関係府省>

内閣官房司法制度改革推進室参事官

内閣府大臣官房総務課長

金融庁総務企画局企画課長

警察庁長官官房参事官

公正取引委員会事務総局官房総務課長

防衛庁長官官房文書課法令審査官

総務省大臣官房総務課長

法務省大臣官房秘書課長

外務省大臣官房総務課長

財務省大臣官房文書課長

文部科学省大臣官房総務課長

厚生労働省大臣官房参事官 (総務担当)

農林水産省大臣官房文書課長

経済産業省大臣官房総務課長

国土交通省大臣官房総務課長

環境省大臣官房総務課長

<オブザーバー>

人事院事務総局企画法制課法制調査室長

最高裁判所事務総局総務局第一課長

作業部会構成員一覧

<学 者> (五十音順, 敬称略)

| | |
|-----------|-----------------|
| 柏木 昇 | 中央大学法科大学院教授 |
| 久保田 隆 | 早稲田大学大学院法務研究科教授 |
| 小島 立 | 九州大学大学院法学研究院助教授 |
| 島並 良 | 神戸大学大学院法学研究科助教授 |
| 田澤 元章 | 名城大学法学部教授 |
| ダニエル・ローゼン | 中央大学法科大学院教授 |
| 福田 守利 | 神田外語大学教授 |
| マルコム・スミス | 中央大学法科大学院教授 |

<弁護士> (五十音順, 敬称略)

| | |
|--------|-------------------|
| 伊藤 理 | あさひ・狛法律事務所 |
| 児島 幸良 | 森・濱田松本法律事務所 |
| 小舘 浩樹 | アンダーソン・毛利・友常法律事務所 |
| 酒井 竜児 | 長島・大野・常松法律事務所 |
| 佐藤 理恵子 | 西村ときわ法律事務所 |
| 達野 大輔 | 東京青山・青木法律事務所 |
| 矢吹 公敏 | 前日本弁護士連合会国際室長 |
| 山口 芳泰 | T M I 総合法律事務所 |

連絡会議・検討会議開催状況一覧

< 法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議 >

第1回会合 平成17年1月27日

第2回会合 平成17年8月2日

第3回会合 平成17年9月30日

< 法令外国語訳・実施推進検討会議 >

第1回会合 平成17年2月2日

第2回会合 平成17年4月19日

第3回会合 平成17年5月26日

第4回会合 平成17年7月27日

第5回会合 平成17年9月27日

第6回会合 平成17年11月4日

第7回会合 平成17年12月9日

第8回会合 平成18年1月13日

第9回会合 平成18年3月17日